

令和3年5月31日

保護者 各位

北広島市子ども家庭課

新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の利用者負担額（保育料）等の取扱いについて（再周知）

日ごろより市児童福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、保育施設における新型コロナウイルス感染症への対応にご理解とご協力を賜り重ねてお礼申し上げます。

令和3年5月17日以降の利用者負担額（保育料）等の取扱いについて、緊急事態宣言が延長されたことに伴い、対象期間を延長しましたので下記のとおり改めてお知らせいたします。

#### 記

#### 1 対象

- (1)認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所に入所している3歳未満の子ども
- (2)公立保育園の給食費

#### 2 対象期間

令和3年5月17日～6月20日

今後、状況に応じて期間を変更する場合には、改めてお知らせいたします。

#### 3 令和3年5月17日から6月20日までの利用者負担額（保育料）及び給食費について

**理由を問わず、登園しない日が1日でもあった場合は、日割り計算により減額いたします。**

また、下記(1)～(4)に該当した場合は、速やかにご利用している施設にご連絡ください。

- (1)お子さんが新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- (2)同居のご家族が感染した場合・お子さんが濃厚接触者に特定された場合
- (3)同居のご家族が濃厚接触者に特定された場合
- (4)お子さんまたは同居のご家族がPCR検査等を受ける場合

#### 計算方法

月額保育料（または給食費）×その月の利用日数÷25（10円未満切捨）

#### 還付について

2の期間中に欠席した日数を日割り計算で還付いたします。各施設から市へ欠席日数を報告していただき、翌月以降に指定口座に還付いたします。**一旦保育料等を全額お支払いいただき、後からの還付となりますことにご理解とご協力をお願いいたします。**入金額は別途お知らせいたします。

なお、認定こども園、地域型保育事業所をご利用の場合は、施設により還付等の手続きが異なりますので、施設へ直接お問い合わせください。

#### 4 手続きについて

**保護者の皆様からの申請等は不要です。**

各施設から市へ欠席日数を報告していただき、日割り計算を行います。

欠席日数に疑義がある場合は、各施設へ直接お問い合わせください。

なお、入所時期や保育料の納付方法によっては「保育所保育料等還付先口座指定届」の提出が必要となることがありますので、施設を通じて個別にご案内いたします。